

■議案第107号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

高知県人事委員会は、職員の給与実態及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件について調査研究を行い、平成28年10月19日付けで高知県人事委員会報告及び勧告を行いました。

この勧告において、

- (1) 職員の月例給は民間給与を下回っていることが認められたが、その較差が僅かであることから、給料表の改定は行わないことが適当である。
- (2) 民間事業所における事務・技術等従業員に支払われた特別給（ボーナス）は、給与月額4.05月分に相当しており、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数（3.95月分）が民間事業所の特別給を0.1月分下回っているため、民間の特別給の支給割合と職員の支給月数との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.1月分引き上げること。

とされており、今回の条例改正は、この勧告の趣旨に沿って職員の勤勉手当の改定を行うものです。

【改正の内容】

勤勉手当の再任用職員以外の職員の支給割合を100分の80（現行：100分の70）に、再任用職員の支給割合を100分の40（現行：100分の35）に改定します。

	6月期	12月期
28年度 期末手当	1.20月（支給済み）	1.35月（改定なし）
勤勉手当	0.70月（支給済み）	0.80月（現行0.70月）
29年度 期末手当	1.20月	1.35月
以降 勤勉手当	0.75月	0.75月

◎影響額 984万3千円

【新旧対照表】

改正後	改正前
(勤勉手当) 第 34 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100 分の 80</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100 分の 40</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	(勤勉手当) 第 34 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100 分の 70</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100 分の 35</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)